

住宅型有料老人ホーム コスモスの郷姫里 8 管理規程

第 1 条（目的）

この規程は、株式会社エイト工業が行う有料老人ホーム事業の運営関する事項を定めたものであり、事業者がこの管理規程に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

第 2 条（運営の方針）

入居者が集団生活を送ることにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持をめざす。介護が必要な場合においては、外部の居宅サービス等を利用できるよう調整を行い、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

第 3 条（施設の名称と所在地）

施設名称：コスモスの郷姫里 8

所 在 地：大阪市西淀川区姫里 2-2-37

第 4 条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）施設長 1 名

施設長は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、授業者に法令等の規定を遵守するために必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員 1 名

生活相談員は、利用者又はその家族に対し日常生活等必要な相談に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

（3）介護職員 15 名（常勤 0 名、非常勤 15 名）

介護職員は、入居者の生活支援を行う。

第 5 条（入居定員及び居室数）

入居定員は 48 名、居室は 48 室（個室）とする。

第 6 条（利用料及びその他の費用の額）

施設の利用料は以下のとおりとする。

入居金 100,000 円

月額室料 59,000 円

管理費 33,500 円（月額）共用部分の水光熱費、維持管理費他を含む

食費 朝食 300 円 昼食 700 円 夕食 650 円

その他 介護利用料、消耗品等は別途実費負担

第 7 条（利用料の支払方法）

事業者は当月の室料および前月 1 日より末日までの管理費、食費その他の個人負担利用料の請求内訳を当月 15 日までに利用者または身元引受人に送付し、利用者もしくは身元引受人は当月 28 日までに事業者を支払うものとする。

なお月の途中より入居された場合は、その月に関しては入居日より末日までの室料及び管理費を日割計算し請求する。食費は利用された食数分を請求する。

支払方法は原則銀行引き落としとする。

2 入院、外泊等で長期にわたり不在の場合は管理費、室料のみを請求する。

3 退去月に際しては、月の途中であっても室料の返金はないものとする。

第 8 条（食事）

入居者の食事は 1 階厨房にて業務委託先である株式会社淀川食品が調理したものを提供する。食品の調理、加工及び貯蔵は清潔で衛生的に行い、栄養、カロリー、嗜好等に留意する。

2 食事の提供に際し、次の事項を実施する。

1) 食事時間 朝 7：00～ 9：00

昼 11：30～13：30

夕 17：00～19：00

食事は基本的に 1 階の食堂にて行うが、希望があれば居室への配膳を行う。

2) 食器類はその都度熱処理を行う。

3) 医師の指示がある場合は特別食の対応を行う。

4) 嚥下機能に合わせた食事形態で提供する。

3 食事の提供を希望されない場合は、3 日前までに介護職員等に申し出ること
で欠食となり、その食事に関する料金は発生しない。

第 9 条（緊急時における対応）

利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

第 10 条（修繕）

入居者が施設を利用するために必要な修繕を行う。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとする。

第 11 条（入居手続き）

入居に際しては、事前に重要事項説明書にて施設の説明を行い、同意を得られた後、契約を行うこととする。共同生活を送ることができない、室内での禁煙が守れない等、契約内容を守ることができないおそれがある場合は、十分な話し合いを行い、入居の可否についての判断をする。

2 居室の備品以外で個人的に使用するものは、準備、搬入もすべて入居者が行い、その管理も入居者が行うこととする。

第 12 条（退去手続き）

契約書の定めにより契約が終了となった場合は、入居者及び身元引受人は速やかに部屋を引き渡すこととする。引渡し時にでる処分品等は入居者及び身元引受人が行う。

2 事業者は速やかに精算し、請求書を入居者及び身元引受人に渡し、支払を求める。

第 13 条（運営懇談会）

入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、ホームと入居者から成る「コスモスの郷姫里 8 運営懇談会」を設置する。

第 14 条（苦情処理）

入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け入れる窓口を設置し、苦情処理体制を確立する。

苦情窓口：施設長 中野 顕

第 15 条（その他運営に関する重要事項）

本施設の従業者は資質の向上のため、管理者の指示した研修会その他の学習会に積極的に参加しなければならない。

2 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は株式会社エイト工業と、本施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2020 年 10 月 28 日から施行する。

コスモスの郷和泉中央 8 I 運営懇談会細則

1. 目的

管理規程第 13 条に基づき、施設の健全な運営と、入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について意見を交換する場として「コスモスの郷和泉中央 8 I 運営懇談会」(以下「懇談会」という)を設置する。

2. 懇談会の構成

- (1) 懇談会は、施設を代表する役職員（施設長、職員の代表）及び入居者（全員又は代表者）により構成される。
- (2) 入居者のうち要介護者については、その身元引受人等も構成メンバーとする。
- (3) 入居者と施設の双方の合意が成立した場合には、第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを構成メンバーとする。

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を年 1 回開催する。ただし、定期懇談会のほか施設として入居者双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。
- (2) 懇談会は、施設長の名において行う。
- (3) 懇談会の進行は、施設側にて行う。

4. 議題

- (1) 施設における入居者の状況、入・退去の状況、サービス提供の状況
- (2) 各年度における家賃相当額、管理費、食費等の収支状況、施設全体の各会計年度の決算内容
- (3) 家賃相当額、管理費、食費その他のサービス費用及び使用料の改定
- (4) 管理規程、細則等の諸規則の改定
- (5) 入居者の意向の確認や意見交換
- (6) 各年度の職員数、職員配置体制等の状況説明等
- (7) その他特に必要と認められた事項

5. 通知方法

- (1) 懇談会開催通知は、書面配布、館内掲示等により行う。
- (2) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

6. 議事録の作成と開示の方法

懇談会の議事については、開催の都度、双方の発言の記録を作成し、館内において閲覧に供するとともに、全入居者及び身元引受人等に配布する。

議事録は 2 年間保管する。

この細則は 2015 年 9 月 11 日から施行する。